

返戻金制度について

当社が求人事業者に対して紹介した採用決定者が、採用決定者の自己都合により、退職、過失等による懲戒解雇になった場合は、次のとおり紹介料金を返還します。ただし、雇用者の責めによる解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不足の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。

10 か月以内の場合：既にお支払い済の紹介料金を引いた残金

許可番号 41-ユ-300057

株式会社ホットライン

代表取締役 友田 好生

佐賀県佐賀市松原1丁目4番4号